

## カーボン・オフセット認証制度 ラベル・名称使用等規程（案）

平成 21 年 4 月 30 日

改 1：平成 21 年 9 月 2 日

カーボン・オフセット認証制度 運営委員会

当規程はカーボン・オフセット認証制度実施規則第 14 条及び第 21 条に基づき、当認証制度において使用されるラベルや名称等の使用方法等を次のように定める。

## 第 1 章 総則

## （目的）

第 1 条 当規程は、カーボン・オフセット認証制度に基づき、認証等を受けた事業者等（以下「制度参加者」という）が、次に掲げる行為を行う場合において必要な事項を定める。

- ① カーボン・オフセット認証ラベル（以下「カーボン・オフセットラベル」という）を使用する時
- ② 当認証制度に基づき、認証等を受けた情報を提供する時
- ③ あんしんプロバイダーの名称を使用する時

## （ラベル使用・認証情報の提供・名称使用）

第 2 条 当規程における「ラベル使用」とは、当認証制度に基づく審査の完了したカーボン・オフセット案件に係る制度参加者が日本国内においてカーボン・オフセットラベルを使用することをいい、「認証情報の提供」とは当該制度参加者が日本国内において当認証制度に基づく認証を受けた事実を広告媒体等を用いて情報提供することをいう。また、「名称使用」とはあんしんプロバイダー制度に基づいて実績確認の完了した制度参加者が「あんしんプロバイダー制度」という名称を日本国内で使用することをいう。ラベル使用及び認証情報の提供、並びに名称使用は、気候変動対策認証センター（以下「認証センター」という）の許諾または公表によってのみ可能となり、審査および実績確認の完了していない事業者、もしくは審査・実績確認が済んでいない期間については「ラベル使用」および「認証情報の提供」、並びに「名称使用」の範囲からは除外される。

2 認証センターは、制度参加者のラベル使用、認証情報の提供又は名称使用の実態が当認証制度、認証基準、制度文書、本規程のいずれかの趣旨が合致しない又はそのおそれがあるときは、是正勧告を行う。

3 制度参加者が前項の勧告に従わないときは、認証センターはウェブページにて注意喚起を行い、是正されない場合は、ラベル使用許諾を取消し、または、あんしんプロバイダー制度参加者一覧から除名を行うことができる。ラベル使用許諾の取消または除名が行われた場合、すでに支払った手数料等の返還には応じない。

(ラベル使用・認証情報の提供・名称使用における事前報告)

第3条 制度参加者がカーボン・オフセットラベル又は認証情報、もしくはあんしんプロバイダーという記述を付した印刷物等を広く配布する必要がある場合は、事前に、当該印刷物等を、添付の上で、利用目的、配布期間、配布場所、配布者等の情報を認証センターに対して、書面により報告することとする。

(規程の制定・改廃)

第4条 当規程の制定は、第1回運営委員会における採択により発効する。

2 当規程の改廃は、各委員会の発議に基づき、運営委員会において決議される。

3 あんしんプロバイダー制度名称使用規程（平成20年11月18日）は、当規程の採択により当規程に統合する。

## 第2章 カーボン・オフセット認証におけるラベル使用・認証情報の提供

(使用許諾の範囲)

第5条 商品やパッケージなどにカーボン・オフセットラベルを表示できる案件は、制度参加者の認証された案件に限定され、これ以外に、カーボン・オフセットラベルを表示し又は使用することはできない。また、認証情報の提供を行う場合も、制度参加者の認証された案件に限定される。万が一、上記制限に違反してカーボン・オフセットラベルが使用された場合又は認証情報の提供がなされた場合等は、無断での使用又は広告等に該当し、認証センターは、民事上及び刑事上のあらゆる法的措置を執り行うことができる。

2 カーボン・オフセットラベルおよび認証案件に対しては、以下の組み合わせによる表示及び形容のみを用いることができる。

「環境省基準による」

「気候変動対策認証センターによる」

「気候変動対策認証センターの」

「カーボン・オフセット認証」

「カーボン・オフセット認証ラベル」

「カーボン・オフセットラベル」

(カーボン・オフセットラベルの表示方法)

第6条 カーボン・オフセットラベルを使用する際は、別紙のとおり、予め定められた表示方法に従わなければならない。また、認証番号と認証センターのホームページ（[www.4cj.org](http://www.4cj.org)）およびQRコードを必ず表示して必要な情報を公開しなければならない。Ⓑタイプを基本とするが、背景が白地、または白に近似している場合のみⒶタイプを使用

でき、背景に写真や色があり、カーボン・オフセットラベルが目立たないと判断した場合は白フチ付タイプを使用することができる。

(カーボン・オフセットラベルの色)

第7条 カーボン・オフセットラベルを使用する際は、次のとおり、予め定められた色を使用しなければならない。なお、4色刷りの場合、単色ロゴを用いてはいけない。

ブラウンロゴ	C (シアン) 50%、M (マゼンダ) 60%、Y (イエロー) 100%
グリーンロゴ	C (シアン) 60%、M (マゼンダ) 0%、Y (イエロー) 100%
単色ロゴ	B (ブラック) 100%

(カーボン・オフセットラベルのサイズ)

第8条 カーボン・オフセットラベルはLサイズ(天地30mm以上で使用する場合)、Mサイズ(天地14mm以上30mm未満で使用する場合)、Sサイズ(天地7mm以上14mm未満で使用する場合)の3種とする。

(カーボン・オフセットラベル表示における禁止事項)

第9条 カーボン・オフセットラベルの認証案件が部材、部品などとして用いられる場合は、認証案件についてのみカーボン・オフセットラベルを使用することができる。認証商品である部材、部品などを用いて組み立てられた完成商品等には、カーボン・オフセットラベルを使用してはならない。

また、納入先の注文による特別仕様によって外観などが変わる商品等や、カーボン・オフセットラベル使用制度参加者以外が商品名・型式名を変更して認証案件を販売する場合は、別途、認証を取得しない限り、そのままカーボン・オフセットラベルを使用してはならない。

(カタログ等におけるカーボン・オフセットラベル表示における禁止事項)

第10条 カタログ、ホームページなど広告物において、カーボン・オフセットラベルの認証案件とそれ以外のものが混在して掲載されるカタログなどの印刷物、およびインターネットホームページ上などにカーボン・オフセットラベルを使用する場合は、消費者がどの商品等がカーボン・オフセットされているのかをはっきり識別できるよう、カーボン・オフセットラベル認証番号等を明記し、消費者等に誤解を生じさせる表示を用いてはならない。カーボン・オフセットラベル認証案件以外の商品等に対しては、カーボン・オフセットラベルを使用してはならない。

第3章 あんしんプロバイダー制度における名称使用

(あんしんプロバイダー制度における名称使用禁止)

第 11 条 制度参加者が自社を紹介する場面等において、名刺や会社案内等の印刷物や社屋入口の看板等、恒久的に用いるものに印刷し使用することはできない。また、制度参加者の属性としてあんしんプロバイダーを名乗ってはならず、認証、登録、公認等の用語を用いてはならない。ただし、事前に認証センターの許諾が得られた場合はその限りではない。

(あんしんプロバイダー制度における名称使用)

第 12 条 認証センターは、制度参加者が「あんしんプロバイダー」の名称を使用することを次の場合に限定する。

(1) セミナー・講演会等におけるプレゼンテーション等で、オフセット・プロバイダーの透明性確保の取組を推進するために、あんしんプロバイダー制度の説明を一般論として行うなど、非営利かつ公益目的で名称を使用する場合。その際、口頭で制度参加者が制度参加を行っていることに言及することはできる。

(2) 自社の透明性確保の取組実績を表明する場合。ただし、ウェブページにおいては必ず認証センターの「あんしんプロバイダー制度」([www.4cj.org](http://www.4cj.org)) へのリンクを行うこととする。口頭において実績の表明を行う場合は、認証センターのウェブページに掲載された内容に限定し、実績の期間・内容等を正確に表明することとする。印刷物等における実績の表明は、前条に基づき行うことができない。その他の手段により取組実績を表明する場合には、事前に認証センターに問い合わせた結果、表明する方法を確認しなければならない。

(3) 使用目的があんしんプロバイダー制度の普及のためである場合。その際、口頭で制度参加者が制度参加を行っていることに言及することはできる。

付則

1. 第 4 条第 3 項にも関わらず、平成 20 年度内に申請のあったオフセット・プロバイダーについては、平成 21 年度末までは、あんしんプロバイダー制度名称使用規程（平成 20 年 11 月 18 日）を利用することができる。

## 参考資料

## あんしんプロバイダー名称使用について（概要解説）

気候変動対策認証センター

あんしんプロバイダー制度とは、一定の水準を満たしていることをもって「あんしんプロバイダー」であることを第三者機関が認証する制度ではなく、オフセット・プロバイダーによるクレジットの取扱い方等を第三者機関が定期的に確認し、制度に参加するオフセット・プロバイダーの透明性を継続的に確保していく制度である。

このため、本制度に参加するオフセット・プロバイダーは、「あんしんプロバイダー制度参加（事業）者」であると称することはできても、自社の属性として「あんしんプロバイダー」であると称するべきではなく、名称使用に一定のルールをもたせる意味から、あんしんプロバイダー名称使用規程を設けることとする。概要は以下の通りである。

- ・名刺、会社案内や社屋入口等の自社を紹介する場面における使用を禁じる。（看板や印刷物等、恒久的に用いるものに印刷してはならない。）
- ・ウェブページにおいて、気候変動対策認証センター（[www.4cj.org](http://www.4cj.org)）の「あんしんプロバイダー制度」へのリンクを行うことにより、自社の実績を表明することはできる。
- ・プレゼンテーション等においては制度設計の説明を行った上で、口頭で制度利用を行っていることを言及することはできる。

（ウェブサイトにおける掲載例）

- 当社は、気候変動対策認証センターのあんしんプロバイダー制度により、第三者機関を利用した透明性の確保に努めています。
- 当社はあんしんプロバイダー制度参加（事業）者です。  
（制度紹介ページおよび各社のページに対するリンク設定により実績を表明する。）
- × 当社はあんしんプロバイダーです。
- × 当社はあんしんプロバイダーに認証されています。
- × 当社はあんしんプロバイダーとして認証されています。
- × 当社はあんしんプロバイダーに登録されています。
- × 当社は環境省により認証されています。
- × 当社は環境省公認プロバイダーです。
- × 当社は気候変動対策認証センター認証プロバイダーです。